

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条の規定により公告する。

令和 6 年 9 月 11 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象業務

業 務 名 (発 注 課)	令和 6 年度 佐久市駒の里ふれあいセンターエレベーター改修工事 (社会教育部 生涯学習課)
業 務 場 所	佐久市望月 3 0 3
業 務 概 要	駒の里ふれあいセンターエレベーター改修工事 一式
履 行 期 間	契約日から令和 7 年 3 月 21 日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・機械器具設置工事の登録があり、その等級格付が A・B 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・機械器具設置工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店又は支店・営業所等が、有資格者名簿の地区情報において、市内、県内又は県外として登録されていること。
(5) その他	・公告日において、過去 10 年以内に発注された本工事と同規模以上の昇降機設置工事を、単体の元請けとして施工した実績があること。 ・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和6年9月11日（水）から 入札日まで	・市ホームページへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁4階）
入札参加申請受付	令和6年9月11日（水）から 令和6年9月13日（金）まで （最終日は午後5時15分まで）	・提出書類 (1)「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」原本・副本 各1部 (2)「入札参加資格要件(5)」に示す履行実績を証する書類」1部 ※事前に発注課（社会教育部 生涯学習課）の確認印を受領した上、参加申請すること。 ・佐久市企画部契約課（本庁4階）へ持参により提出のこと（郵送不可）。
設計図書等の の 入 手	令和6年9月11日（水）から 入札日まで	・市ホームページよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質 問 受 付	令和6年9月12日（木）から 令和6年9月17日（火）まで （最終日は午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）。 ・発注課（社会教育部 生涯学習課）へ持参。
質問回答の期日・方法	令和6年9月19日（木）以降	・発注課より市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	令和6年9月24日（火） 午前11時00分から（郵送不可）	・佐久市役所 7階703会議室
落札者の決定等	・最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者にEメールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（閉庁日の場合はその翌日）以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書（様式第5号）により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,000万円(建築一式は8,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参により提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	市ホームページ、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 - 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 - 入札時には金抜設計書に見積った金額等を記入の上、持参すること(必要に応じ提出を求める場合もある。) - 代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	・佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	・佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	・適用なし
入札の無効	・佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 その他の事項

- 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- 請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課 （佐久市中込 3056） TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市社会教育部生涯学習課（佐久市中込 3056 南棟） TEL. 0267－66－0551（直通）